

町営住宅入居者募集

住宅名	住宅概要	家賃	募集戸数	敷金	募集期限
上梵天塚町営住宅 (余目字上梵天塚)	3階建集合住宅 (単身不可、2DK) エレベーター有 駐車場1台分有	17,500円～	2階：1戸	家賃の3か月分	10/1(木) ～ 10/15(木)
和光町町営住宅 (余目字猿田)	4階建集合住宅 (単身不可、2DK) エレベーター有 駐車場1台分有	19,000円～	4階：1戸		
新広町団地 (狩川字殿田)	木造平屋建 (単身不可、3DK) 駐車場2台分有	14,900円～	1戸		

※その他詳細は町HPをご覧ください。

■問・申込み：建設課都市計画係☎0234-42-0860

身体障がい者巡回相談

- 日時：11/13(金)13:00～15:30
- 場所：酒田市身体障害者福祉センター
- 対象：18歳以上
- 診療科目：肢体、聴覚、骨格構造義肢、電動車いすに関する判定もあわせて実施

- 持ち物：本人確認書類
【現在お持ちの方】身体障害者手帳、補装具
※予約が必要となりますのでお問い合わせください。

■問・申込み：保健福祉課福祉係☎0234-43-0818

風車村オリジナルリースづくり体験募集！

風車村周辺の松ぼっくりなどを使った、あなただけのオリジナルリースを作ってみませんか？

- 日時：11/14(土)9:00～11:00
- 場所：風車村ウインドーム立川
- 定員：15人

- 参加費：1,000円
- 申込期限：11/6(金)
- その他：材料は事務局で準備しますが、持ち込みも可能です。



■問・申込み：風車村ウインドーム立川☎0234-56-3361

町内保育園・認定こども園 園開放

認定こども園からふる

- 日時：10/28(水)9:15～10:45
- 場所：認定こども園からふる
- 対象：0歳児～満4歳児（親子での参加です）
- 申込：必要
- 問合せ：(社)和心認定こども園からふる保育舎☎0234-56-2436

余目保育園

- 日時：10/5(月)～10/9(金)9:50～10:50
- 場所：余目保育園
- 対象：0歳児～満4歳児（親子での参加です）
※詳しくはHPをご覧ください。
- 問合せ：(社)和心余目保育園☎0234-43-2308



1月生まれの方！ マイナンバーカードの電子証明書の更新はお早めに！



令和9年1月から、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方が急増し、窓口の混雑が予想されます。更新手続きは、今年12月までがおすすめです。電子証明書が無効になると、マイナ保険証が使えなくなりますので、カードの右側に記載されてある電子証明書の有効期限をご確認いただき、お早めに手続きをお願いします。手続きは、有効期限の3か月前から役場で行えます。

■問合せ：税務町民課町民係☎0234-42-0133

総合防災訓練を実施します

- 日時：10/18(日)8:45～11:30
- 場所：余目第二まちづくりセンター周辺
- 内容：余目第二学区自治会による避難訓練や避難所開設・受入訓練ほか、消防団等による火災防ぎょ訓練、LINE登録者に向けたデジタル防災訓練など、災害発生時に重要となる初動対応訓練を行います。
- その他：訓練時間中は、余目第二まちづくりセンター周辺で交通規制や余目第二学区内で防災行政無線やサイレンが鳴ります。訓練の見学は自由ですが、訓練の妨げにならないよう係員の指示に従ってください。LINE登録者に向けたデジタル防災訓練は、自宅からでも参加可能なため、ぜひご参加ください。

■問合せ：環境防災課危機管理係☎0234-43-0246

フードドライブにご協力ください



- 家庭で余っている食品や日用品を募集します。寄附品は、町社会福祉協議会を通じて必要な方へ届けます。
- 期間：10/1(木)～10/15(木)
- 場所：各まちづくりセンター、町商工会、子育て支援センター、町社会福祉協議会、役場A棟各階
- 募集品：米、インスタント・レトルト食品、缶詰、乾麺、根菜類、洗剤など
※賞味期限が1か月未満、開封済み、要冷蔵・冷凍、生鮮食品、アルコール類は受付できません。

■問合せ：環境防災課温暖化対策係☎0234-43-0256

年金に上乗せ！年金生活者支援給付金制度

- 対象：老齢基礎年金受給の方(以下の支給要件をすべて満たしている方)
 - ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者
 - ・同一世帯の全員が市町村民税非課税
 - ・前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約93万円以下
 - ・障害基礎年金または遺族基礎年金受給の方
 - ・前年の所得が492万円※扶養親族等の数に応じて増額。
- 請求手続き：これから基礎年金を請求される方は、年金の請求手続きと併せて、年金事務所または町税務町民課に請求書を提出してください。基礎年金を受給されている方で、前年分の所得額が低下したことなどにより、新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方には、日本年金機構から「通知書」が届きます。(年1回)
※既に年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。

■問合せ：給付金専用ダイヤル☎0570-05-4092 税務町民課町民係☎0234-42-0133